

埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、川口市・蕨市・戸田市地域における特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO法人」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）法第79条の登録をして行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 この協議会は、川口市・蕨市・戸田市が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) NPO法人等による法第79条の登録及び更新の申請内容に関すること
- (2) NPO法人等が実施する有償運送事業における課題及び問題点に関すること
- (3) NPO法人等が実施する有償運送事業の適正実施に関すること
- (4) その他協議会を共同で設置している市が必要と認める事項

(構成員)

第5条 協議会の構成員は、次のとおりとし、事務局が委嘱する。

- (1) 川口市・蕨市・戸田市でそれぞれ次の区分ごとに選任された者
 - ア 住民の代表
 - イ 社会貢献活動を行っているNPO法人等の代表（福祉有償運送事業の運送主体を除く。）
 - ウ 市職員
- (2) 協議会全体として次の区分ごとに選任された者
 - ア 利用者の代表
 - イ 一般旅客自動車運送事業者
 - ウ 一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会の代表
 - エ 個人タクシー協会関係者
 - オ タクシー運転手労働組合等の代表
 - カ 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局職員
 - キ 埼玉県職員
 - ク その他協議に必要なときは福祉有償運送に関する知識を有する者
- 2 川口市・蕨市・戸田市地域における有償運送事業の運送主体として登録を申請するNPO等の代表は、事業実施責任主体として意見を述べ、運営状況等について報告するために、オブザーバーとして会議に参加する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任 期)

第7条 委員の任期は、4月1日より1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事及び会議録は原則として公開とする。

- 4 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長、副会長及び第5条（1）で選任した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、NPO法人等、利用者関係団体、タクシー関係団体、タクシー運転手労働組合及び行政機関を代表して選任された委員については、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合意及び表決を委任することができる。
- 6 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合意及び表決を委任することができる。
- 7 前2項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第2項及び第4項の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 8 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（開 催）

第9条 協議会は、次に掲げる場合に開催する。

- （1）法第79条の登録及び更新の申請が予定されている場合
- （2）重大事故等、問題が発生した場合
- （3）その他福祉有償運送事業の適正実施に必要な場合

（事務局）

第10条 この協議会の事務局は、川口市・蕨市・戸田市の3市が建制順に1年ごとに担当し、福祉有償運送事業所管課が庶務を処理するものとする。

（経費）

第11条 協議会の経費は、各市の負担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の額及びその他負担金に関し必要な事項は、別に負担金会則で定める。

（会計年度）

第12条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（守秘義務）

第13条 この協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委 任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の協議会の招集は、事務局担当市の福祉有償運送事業所管課長が行う。
- 3 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 4 この要綱の施行後最初に事務局を担当する市の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に鳩ヶ谷市でそれぞれの区分ごとに選任された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成23年10月10日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。